

## はじめに

私たちは、「核と人類は共存できない」ということを社会に発信し、原発も軍事基地も核兵器も無い世界の実現をめざしています。また2013年より8・6広島青空式典は韓国の平和団体との共同の取り組みとなっています。

533人、1500、82.06%

## ○反戦平和

「平和」と聞いて何を思い浮かべるだろうか。「戦争がない状態」、「そこそこ楽しく暮らせる状態」だろうか。日本は、70年余り「戦争がない状態」が続いた国だ。しかし、それは、「日本本土」で「戦争がない状態」という意味だけであった。隣国の朝鮮半島では70年近く朝鮮戦争が終わらず、米軍は軍事演習等で半島に圧力をかけ、東アジアを緊張状態に置き続けてきた。日本も日米安保により米軍に土地や財産や制空権まで供与し、近年は米軍との合同軍事演習も行っている。1945年以降沖縄では、農地や住居を取り上げ米軍基地を建設した。近年日本政府は、南西諸島への自衛隊基地建設を強行している。安保法制の制定など日米軍事一体化、強化が進められている。しかし今年、東アジア情勢は大きく動いた。4月27日には朝鮮半島の南北首脳が笑顔で握手し、自主的平和的統一、朝鮮半島の非核化を宣言した。6月12日には米朝会談が行われ、共同声明が発表された。朝鮮戦争の停戦合意を終戦合意そして平和協定へ向かわせるための必死の努力が続けられている。

2013-日本を核

一方、日米両政府は、沖縄・辺野古の新基地建設や米海兵隊岩国基地（山口県）への部隊増強計画、萩市（山口県）への迎撃ミサイルシステム（イージス・アショア）計画を非常に強権的に進めている。岩国では、空母艦載機移駐NOの意思が住民投票により示されたが、政府は補助金カットなどで市を締め上げ、地域の反対の声を無視して強引に計画を進めようとしている。沖縄でも、名護市民投票で「辺野古新基地NO!」の意思が示されたが、政府は基地新設を止めようとせず、ヘリ墜落や暴行致死事件が起きてなお、沖縄県に様々な圧力をかけ続けている。

共生へ向かおうと必死で協議を重ねる朝鮮半島の南北首脳と、それを後押しする諸外国。平和に向かうために尽力する隣国の横で、沖縄や岩国の民意を文字どおり踏みにじりながら大量の軍備に予算を使う日本は、いったいどこへ向かうつもりなのか。

多くの市民は、軍産複合体を進め、軍事力で平和を作るなどという政権の言葉に騙されてはいないし、国の圧力にも負けていない。「戦争反対!」「アベ政治NO!」を掲げ、各地で軍事基地強化反対運動は粘り強く取り組まれ、米軍再編完了の目処は立っていない。また、2015年安全保障関連法や、2017年に政府が強引に成立させた共謀罪に対しても、各地や国会前でたくさんの反対の声がおこり、成立後もその怒りの声は大きくなっている。

自らが持つ大量の軍備を正当化するために永遠に敵を求め続けるのか。

憲法の理念を具現化し、近隣国への敵視政策を終了し、新たな関係を構築するのか。

私たちは、私たちのめざすところを、8月6日原爆の日を考え、少しずつでも、私たちの望む平和へ近付けるよう、一步を踏み出そう。その歩を進めることこそが、1945年（昭和20年）8月6日を繰り返さないための一步になるだろう。



高橋 3054992000

## ○被爆者問題

### 被爆者援護法の背景

被爆者は放射線を浴びた影響で、(1)病気やケガにかかりやすいこと (2)病気やケガをしたとき、その病気やケガが治りにくいこと (3)病気やケガをしたことによって認定疾病を誘発するおそれがあること等から、被爆者援護法に基づき各種手当や医療費助成などがある。

### 在外被爆者へ被爆者援護法の完全適用を

日本外に住む在外被爆者は被爆者援護法から適用除外とされてきた。在外被爆者本人が裁判を起こし、勝訴する中でほとんどが適用されるようになった。しかし、手続きの煩雑さなどまだ課題が残っている。在外被爆者がどこに住んでいても日本に住む被爆者と同じ援護を受けられるよう求めている。

### 原爆の人体への影響の過小評価を許さない

#### 原爆症認定却下取消訴訟

被爆者が「原爆症認定却下取消訴訟」に立ち上がった結果、国の却下処分を覆す判決が相次いだ。日本政府は2008年と09年そして13年と認定基準を改めたというが、被爆者の実情には沿っていない。そのため解決に至らず原爆症認定を却下された被爆者121名が取り消しを求める裁判（ノーモア・ヒバクシャ訴訟）を起こしている。

#### 被爆体験者

長崎原爆に遭いながら制度上は被爆者と認められていない「被爆体験者(※1)」が、国や県、長崎市に被爆者健康手帳の交付などを求め闘っている。2016年2月、長崎地裁は第二陣原告団に対して原告一部勝訴の判決を下した。2017年12月18日、最高裁は第一陣388人中、387人の上告を退ける判決を言い渡した。1人については、審理を地裁に差し戻した。

※1 被爆体験者とは長崎原爆の投下時、国が定める被爆地域(南北約12キロ、東西約7キロ)の外にいたために被爆者健康手帳が交付されない人たち。

#### 黒い雨

広島原爆の投下後に降った「黒い雨」について、日本政府が指定している区域外でも多くの人が「雨が降り、健康被害を受けた」と訴えている。2015年11月、放射性降下物を含む「黒い雨」に遭って健康被害を受けたとして、64人が被爆者健康手帳などの交付を求めて広島地裁に提訴している。2017年6月9日、新たに11人が広島地裁に追加提訴した。

原告が問題としているのは、日本政府の一貫した被爆の過小評価である。これは福島第一原発事故被害者にも繋がる問題であり、見過ごすことはできない。

### 被爆二世への被爆者援護法の適用を勝ち取ろう

1994年に成立した「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の附帯決議には「5 被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査・研究及びその対策について十分配慮し、二世の健康診断については、継続して行なうとともに、その置かれている立場を理解して一層

充実を図ること。」とあるが、被爆二世（※2）に対し国が行っているのは年一回の健康診断（単年度措置）のみである。しかも各自治体にまかせているため、自治体によっては二世が健診を希望しても「予算の都合」という理由で健診ができなくなる場合がある。

全国被爆二世団体連絡協議会（全国二世協）などの粘り強い運動により、2016年度より多発性骨髄腫の検査が加わった。しかし、被爆二世の最大の不安要素であるガンについての健診は未だ含まれていない。被爆三世については健康診断すら行っていない。

健康不安を抱える二世はたくさんいるが被爆から73年になる現在も援護策は実現していない。こうした状況を解決するため、全国二世協はやむなく司法による解決を目指し、被爆二世に援護を求める集団訴訟に立ち上がった。現在、広島・長崎共、原告は26人である。合せて、国連人権理事会への働きかけも行っている。

※2 被爆二世とは、両親又はどちらかが被爆者であること。かつ親が広島で被爆した場合は1945年6月1日以降に、親が長崎で被爆した場合は6月4日以降に生まれた人のことを言う。

## ○原発問題

2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原発の事故は未だ収束せず、放射能による汚染水も垂れ流しのままであるにもかかわらず、現在高浜・大飯原発等9基が稼働中（そのうち、伊方3号機、川内1・2号機、高浜4号機は定期検査中。また伊方3号機は、2017年12月13日、広島高裁において運転差し止め処分命令が出ており、2018年9月30日まで停止）である。そして米山知事辞職による新潟知事選挙では与党系の候補者が当選。原発事故避難者訴訟においては国の賠償責任を認める判決が相次いでいるものの金額はごくわずか。新潟県知事選における朝日新聞社出口調査での再稼働反対65%・再稼働賛成30%にみられるように原発に反対の世論は強いものの、政治にそれが充分反映されない状況が続いている。

しかし、使用済み核燃料の保管プールが満杯になるのは時間の問題であり、現に再稼働した玄海原発は5～7年でプールが満杯になるといわれている。そのためプールに入れない「乾式貯蔵」が検討されているが、そうすると原発立地自治体は放射性廃棄物の準最終処分地にも実質的にはなってしまう。

また、国策である原発による事故被害者への補償が非常に低額なのは、空襲などの戦争被害者への補償がほとんど無いことを思い起こさせるし、原発事故は地域社会という空間を壊滅させる3次元の被害だけでも巨大である上に、長期間に渡る放射能汚染・被曝を含め4次元の莫大な被害になるという現実を決して忘れてはならない。

山口県上関町では、最後の原発立地と言われる上関原発建設が計画されている。しかし祝島の島民をはじめとした反対運動が36年にわたり、建設を阻んできた。もし、原発ができてしまい事故が起これば、広島は再び放射能の被害を受けることになる。そんなことは絶対にあってはならない。中国電力が上関原発建設を目論む田ノ浦の公有水面埋め立て免許の延長・再延長を許可した村岡山口県知事だが免許期限は2019年7月6日だ。なんとしても再延長を阻止しよう。

## ○核をめぐる現状

高齢化した被爆者は残された時がないことを知って危機感を覚え、最後の力を振り絞って核兵器の廃絶を訴えている。そのような被爆者の訴えは「核兵器廃絶国際キャンペーン」の運動を発展させ、核兵器を持たない多くの国々を動かし昨年7月に国連で核兵器禁止条約が制定された。現在11ヶ国（ガイアナ、タイ、パチカン、メキシコ、キューバ、パレスチナ、ベネズエラ、パラオ、オーストリア、ベトナム、コスタリカ）が批准している。この条約は50ヶ国が批准した90日後に発効する。私たちは日本政府がすみやかにこの条約に署名し、批准するように運動を強めていかなくてはならない。私たちは被爆者一人ひとりの訴えに耳を傾け原爆に悲惨さを学び、署名などを通して核兵器のない世界の実現のためにこれからも行動していく。

## まとめ

私達は被爆者・二世・三世とともに、侵略戦争も核兵器も原発もない世界を目指す。闘うアジアの民衆と連帯して、憲法九条を活かし、米軍再編を阻止して、アジアから全ての米軍基地を撤去しよう！ 同時に、上関原発建設計画を白紙撤回させ、全ての原発を廃炉にしよう。そして国境を越えた労働者民衆の団結と反戦・反核・反原発・被爆者解放の闘いを前進させ、人間らしく生きられる世界を作り出そう！

(2018年7月7日)

